

那覇市生成 AI 活用ガイドライン

令和 5 年 11 月 21 日

政策統括調整監決裁

1 策定の趣旨

OpenAI が令和 4 年 11 月に公開した ChatGPT は、その革新的な技術から社会にイノベーションを引き起こす力があるとして、世界中で急速に普及・発展し、現在では、広く一般でも使われるようになっている。

ChatGPT 等の生成 AI は、情報の正確性や情報漏洩、権利侵害等において課題を有する一方で、工数や費用の削減、アイデアの創出等の効果があると期待されており、本市の業務においても、生成 AI の活用により、業務の効率化及び生産性の向上に寄与する有用性が認められた。

那覇市生成 AI 活用ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、「那覇市生成 AI 活用方針」に基づき、本市職員が、生成 AI を業務において活用するに当たり、情報資産の安全な活用と得られた結果の適切な活用を図るために必要な事項を定めるものである。

2 本ガイドラインが対象とする生成 AI

本ガイドラインが対象とする生成 AI は、あらかじめ膨大な量の情報から深層学習によって構築された大規模言語モデル（LLM（Large Language Models））に基づき、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい回答」を自動で生成する AI を指す。現在の代表的な LLM では、OpenAI の GPT-4 や Google の PaLM、Meta の Llama があげられる。

3 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、那覇市情報セキュリティポリシーで定めた適用範囲（那覇市事務分掌条例（1966 年那覇市条例第 13 号）第 1 条に掲げる部、出納室、那覇市教育委員会の組織等に関する規則第 2 条に規定する事務局及び教育機関、監査委員事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、上下水道局、消防局）とする。

4 業務における具体的な活用例

生成 AI の主な活用用途のうち、具体的な活用例は、次に掲げるものであるので参考にする。

(1) 文章のたたき台を作成すること	メールや照会回答文書、通知文、あいさつ文、答弁書のたたき台作成
(2) 文章を要約、校正すること	議事録の要約や論点整理、通知文や法令等の要約
(3) 文章を翻訳または平易に書き改めること	小学生や高齢者向け等の対象者に合わせた表現の言い換え、翻訳
(4) 着想を得るまたはアイデアを発展させること	企画立案のアイデア出し、壁打ちによる思考整理
(5) 関数、VBA 等のコードを作成または修正すること	関数、VBA 等のコード生成、コードの説明、エラーコードの解説
(6) その他、業務の効率化や行政サービスの向上に資するもの	

また、活用にあたっては、目的に沿った適切な結果を得るため、明確で具体的な内容とするほか、詳細な前提条件や例示を加える、表現を変えた質問を繰り返し行う等工夫すること。

なお、画像や動画、音楽等の生成 AI は、権利侵害の懸念が高いことから、知的財産権に関する整理等の状況を踏まえ、引き続き検討する。

5 情報入力における遵守事項

職員が生成 AI に対して情報を入力する場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 情報資産（ネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報）を利用する場合は、第三者に公開または提供可能なものに限り、学習データへの利用の有無に関わらず、入力した情報が一定期間保持されること等から次に掲げる事項については利用を禁止とする。

ア 非公開情報

那覇市情報公開条例（平成 26 年那覇市条例第 26 号）第 7 条に規定する非公開情報のほか、これに類するものは入力しないこと。

イ 個人情報

非公開情報に該当しない場合においても、氏名、住所、個人が特定できる属性等の個人情報を入力しないこと。

ウ 業務を通じて入手した情報

契約等により守秘義務を課された情報や、申請や届出等業務を通じて特定の目的のために入手した情報については入力しないこと。

- (2) 第三者の著作物を入力すること自体は、著作権等の侵害には該当しないため許容される。

ただし、入力した著作物と同一または類似した内容を出力する可能性があることから、得られた結果について既存の著作物や登録商標等に類似しないか調査すること。

6 生成物の取扱における遵守事項

職員が生成 AI を通じて得られた生成物を事業等に用いる場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 生成物の利用について、本市が説明責任を負うことを踏まえ、得られた結果を事業等に用いることが適当か、意思決定を行うこと。その際には、生成 AI による生成物を利用している旨を必ず説明すること。
- (2) 生成物には、虚偽が含まれている可能性があることから、内容の正確性について、根拠や裏付けを必ず確認すること。
- (3) 生成物の内容について、公平性に問題がないこと、著作権等第三者の権利を侵害していないこと、第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないこと等を必ず確認すること。

7 利用の停止

生成 AI の利用規約の変更等、新たなリスクの発生が認められた場合、一時的な利用の停止を決定し、その旨を職員に周知するものとする。

8 本ガイドラインの見直し

国や開発事業者の動向等、生成 AI を巡る状況の変化に対応するため、必要に応じ、適宜見直しを図ることとする。

9 庶務

本ガイドラインに関する疑義及び運用に関する相談については、企画財務部企画調整課 DX 推進室及び情報政策課において処理する。